


所管部課		福祉部 障害福祉課		部長	田口 茂夫		
件名		東大和市中等度難聴児発達支援事業実施要綱について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要旨</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の方（中等度難聴児）に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を支援するために、要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>①対象者 両耳の聴力レベルが概ね30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の方</p> <p>②対象補聴器 国の定める基準を満たす補聴器</p> <p>③助成基準額 137,000円</p> <p>(2) 施行日 平成29年6月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 身体障害者手帳の交付を受けることができない程度の聴力の18歳未満の方（中等度難聴児）の生活能力やコミュニケーション能力の向上を支援することができる。</p>							
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>							
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>							
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、速やかに制定の手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。